

2010年8月9日 全11頁

# 公正価値測定、12年4月1日開始

## 事業年度から適用へ

資本市場調査部  
鳥毛 拓馬

ASBJ、「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」を公表

### [要約]

- 2010年7月9日、企業会計基準委員会（ASBJ）は、「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」（以下「基準案」）及び「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「適用指針案」）を公表した。
- 基準案の目的は、公正価値の考え方及び財務諸表の注記事項としての公正価値に関する開示について、その内容を定めることである。
- 公開草案のコメントは、2010年9月10日まで行われる。ASBJはコメントをもとに議論を行い、2010年内にも基準を公表する予定である。2012年4月1日以後開始する事業年度からの適用が予定されている。

### 1. はじめに

- 2010年7月9日、企業会計基準委員会（ASBJ）は、「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」（以下「基準案」）及び「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「適用指針案」）を公表した。
- この基準案等は、米国財務基準審議会（FASB）で使われており、国際会計基準審議会（IASB）でも導入が検討されている「公正価値」という用語やレベル別の算定方法・分類、その開示を、わが国にも導入しようとするものである。
- なお、公正価値測定の議論については、IASBと米国財務基準審議会 FASB のコンバージェンス作業の一環として MOU 項目に含まれており、2009年5月には IASB より公開草案が公表されている。
- ASBJ は、IASB 公開草案の内容を踏まえて検討を行い、2009年8月7日に「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」を公表していた<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 論点整理に関しては、拙著「金融商品を3段階に分類し、開示強化へ～ASBJ、「公正価値測定及びその開示に

○この論点整理の公表・審議を経て、今般、基準案及び適用指針案が公表された。基準案の目的は、公正価値の考え方及び財務諸表の注記事項としての公正価値に関する開示について、その内容を定めることである。

## 2. 適用範囲

○基準案及び適用指針案は、公正価値に関する会計処理及び開示について適用される。

○現行の会計基準等では、以下の基準及び指針において、時価の定義及び算定方法がそれぞれ定められている。基準案及び適用指針案では、これらの会計基準等で「時価」という用語が用いられているときは、「公正価値」という用語への置換えは行わず、読み替えて適用することとしている。

### ●時価の定義

- ・ 金融商品に関する会計基準
- ・ 固定資産の減損に係る会計基準
- ・ 棚卸資産の評価に関する会計基準
- ・ 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準
- ・ 企業結合に関する会計基準
- ・ 退職給付会計に関する実務指針(中間報告)
- ・ 金融商品の時価等の開示に関する適用指針

### ●時価の算定方法

- ・ 金融商品会計に関する実務指針
- ・ 固定資産の減損に係る会計基準の適用指針
- ・ 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針
- ・ 企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針
- ・ ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針

○なお、「棚卸資産の評価に関する会計基準」における通常の販売目的で保有する棚卸資産及び「ストック・オプション等に関する会計基準」に関連する会計基準等については、基準案及び適用指針案を適用しないとしている。

## 3. 公正価値の定義

○公正価値とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）と定義される。

関する論点の整理」を公表～」（2009年10月23日）を参照されたい。

○**出口価格**とは、資産を**売却**することによって**受け取る**又は負債を**移転**するために**支払う**価格をいう。これに対して、**入口価格**（取引価格）とは、資産を**取得**するために**支払う**又は負債を**引き受ける**ことによって**受け取る**価格をいう。

○このように、定義の上では、出口価格と入口価格は異なる。

○もっとも、多くの場合において、取引価格は出口価格に等しく、当初認識時における公正価値を表すとされる。

○ただし、取引価格は、例えば、次の状況が存在する場合には、当初認識時の資産又は負債の公正価値を表さない可能性があるとしてされる。

- ①関連当事者間の取引である場合
- ②不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引である場合
- ③取引価格を表す単位が、公正価値を算定する資産又は負債の単位と異なる場合
- ④取引が行われた市場が、企業が資産を売却又は負債を移転しようとする参照市場と異なる場合

○**秩序ある取引**とは、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、通常かつ慣習的なマーケティング活動ができるように、測定日以前の一定期間、市場にさらされていることを前提とした取引をいう。

### (1) 市場参加者

○市場参加者とは、参照市場における、次の要件を満たす買手及び売手をいう。

- ①互いに独立していること。すなわち、関連当事者ではないこと
- ②すべての入手できる情報に基づき、資産又は負債並びに取引について合理的な理解を有していること
- ③資産又は負債に関して、取引を行う能力があること
- ④資産又は負債に関して、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自発的に取引を行う意思があること

○公正価値は、市場における価値であり、企業にとっての固有の価値ではないため、公正価値を算定するにあたっては、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定を用いる。

○市場参加者が資産又は負債に固有の要素を考慮する場合は、公正価値を算定するにあたって、当該要素を考慮するとされる。

○例えば、市場参加者が考慮するであろう資産の売却に関する制限などは考慮するが、取引費用や大量保有要因による流動性コストの調整は、企業に固有のものであるとして、そのような調整を禁止している。

- 大量保有要因の調整とは、企業が市場規模に比べて大量の金融商品を保有している場合に、その金融商品を一度に売却する際に生じるであろう価格の低下（流動性コスト）について調整することである。
- 公正価値を算定するにあたっては、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に考慮するであろうプレミアム及びディスカウント要素が反映される。
- この要素としては、支配プレミアム（他の企業の持分を支配するにあたって市場参加者である買手が支払う追加的な金額）、少数株主持分ディスカウント（支配株主と同じ権利を有していないという事実を反映した金額）、市場性の欠如によるディスカウント（市場での取引量が少ないという市場参加者に共通の状況を反映した金額）などがある。

## (2) 参照市場

- 参照市場とは、公正価値を算定するにあたって、資産を売却する又は負債を移転する取引が行われる市場をいう。
- 資産を売却する又は負債を移転する取引は、企業が利用できる主要な市場（資産又は負債についての取引の数量及び頻度が最大の市場）で行われると仮定する。
- ただし、主要な市場が存在しない場合には、企業が利用できる最も有利な市場（取引費用及び輸送費用を考慮した上で、資産の売却による受取額を最大化又は負債の移転に対する支払額を最小化する市場）で行われると仮定する。

## (3) 最有効使用

- 公正価値算定の際には、市場参加者が、自ら資産を最有効使用することによって、又は当該資産を最有効使用すると考えられる他の市場参加者に売却することによって、経済的便益を生み出す能力を考慮する。
- 最有効使用**とは、市場参加者が、資産の価値を最大化するように資産を単独で使用する事又は資産のグループ（事業がグループ単位となる場合など、負債を含む場合がある。）の価値を最大化するように資産をグループで使用する事をいう。

## (4) 単位

- 資産又は負債の公正価値を算定する単位は、それぞれの資産又は負債に適用される会計処理等に基づく。

## 4. 公正価値の算定方法

### (1) レベル別の分類

○公正価値を算定するにあたっては、状況に応じた、十分なデータが入手できる適切な評価技法を併用又は選択して用いる。

○この際、評価技法に用いられる入力数値（※1）は、観察可能な入力数値（※2）を最大限利用し、観察不能な入力数値（※3）の利用を最小限にしなければならない。

※1 リスクについての仮定を含め、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定のことを幅広く指す。

※2 入手できる観察可能な市場データに基づき設定された、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定を反映する入力数値をいう。

※3 観察可能な市場データは入手できないが、入手できる最良の情報に基づき設定された、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定を反映する入力数値をいう。

○入力数値のレベル別の分類は次の表のとおりである。なお、活発な市場とは、資産又は負債について、十分な数量及び頻度で取引が行われ、継続的に価格情報が提供される市場をいう。

分類	観察可能性	具体的な入力数値	
レベル1	観察可能	活発な市場	・同一の資産又は負債の公表価格
レベル2			・類似の資産又は負債の公表価格
		活発でない市場	・同一の又は類似の資産又は負債の公表価格 ・公表価格以外の観察可能な入力数値 ・相関関係等に基づく方法を用いて、観察可能な市場データから得られた又は裏付けられた入力数値
レベル3	観察不能	・観察可能な市場データは入手できないが、入手できる最良の情報に基づき設定された、市場参加者が価格設定する際に用いるであろう仮定を反映する入力数値(企業の自己のデータを含む)	

(出所) 企業会計基準委員会「公正価値測定及びその開示に関する会計基準(案)」公表にあたって3頁

○入力数値を用いて算定された公正価値は、その算定において重要な影響を与える入力数値が属するレベルに応じて、次のとおり3つのレベルに分類する。

レベル1：その算定においてレベル1の入力数値をそのまま用いた公正価値

レベル2：その算定においてレベル2の入力数値が重要となる公正価値

レベル3：その算定においてレベル3の入力数値が重要となる公正価値

### ●レベル2の具体例

- ・ 全期間にわたり観察可能なロンドン銀行間金利(LIBOR)スワップ・レート
- ・ 全期間にわたり実質的に観察可能な外貨建イールド・カーブに基づくスワップ・レートまたは金利との相関関係によって裏付けられる銀行のプライム・レート
- ・ インプライド・ボラティリティ
- ・ 観察可能な市場データから算出される建物 1 m<sup>2</sup>当たりの価格

### ●レベル3の具体例

- ・ 観察可能な市場データによって裏付けることができない長期の通貨スワップ・レート
- ・ ヒストリカル・ボラティリティ

○なお、評価技法に複数のレベルの入力数値が用いられた場合は、その算定に重要な影響を与える入力数値が属する最も低いレベルに分類する。

○株式、国債、社債、デリバティブといった外形（対象物の属性）により形式的に分類されるわけではない。

○公正価値を算定するにあたって用いられる入力数値がビッド価格<sup>2</sup>やアスク価格<sup>3</sup>に基づいている場合、入力数値がどのレベルの公正価値に分類されるかにかかわらず、その状況において公正価値を最もよく表すビッド・アスク・スプレッド間の価格を公正価値を算定するために用いとされている。

○また、実務上の負担を軽減するため、簡便法として仲値の使用も認められている。

#### (2) 資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下している場合及び秩序ある取引ではないと判断された場合における公正価値の算定

○資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断され、取引価格に重要な調整が必要となる場合には、信用リスクや流動性リスクなど適切なリスク調整が行われる。

○適用指針案は、資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していることを示す状況として、次のものを例に挙げている。これは、IASBの公開草案で、活発でない市場を判断する要素として例示されているものとほぼ同じである。

<sup>2</sup> いわゆるディーラーなどの買取価格

<sup>3</sup> マーケットメイカーや仲介業者の提示する希望売却価格

- 価格が現在の情報に基づいていないこと
- 価格が時期又は市場参加者間で著しく異なっていること
- 情報がほとんど公表されていないこと
- 直近の取引がほとんどないこと
- これまで資産又は負債の公正価値と高い相関があった指標が明らかに相関していないこと
- 信用リスクを考慮した企業の期待キャッシュ・フローの見積りと比較して、公表価格に織り込まれている流動性リスク・スプレッドなどが著しく増加していること
- ビッド・アスク・スプレッドが著しく拡大していること
- 新規発行市場が著しく減少又は欠如していること

○取引が秩序ある取引ではないと判断された場合は、公正価値やリスクプレミアムの見積りに際して、当該取引価格を通常考慮してはならないとされる。

○ここで、秩序ある取引ではないといえる場合として、以下のものが挙げられている。なお、資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断されたとしても、必ずしも秩序ある取引ではないと判断されるわけではない。

- ①現在の市場環境の下で、その取引に関して通常かつ慣習的なマーケティング活動ができるように測定日以前の一定期間について取引が市場に十分さらされていないこと
- ②マーケティング期間があっても、売手が一人の買手としか交渉していないこと
- ③破綻又は破綻寸前の売手が売却すること(投売り)又は規制や法的要請から売却せざるを得ないこと(強制取引)
- ④直近の取引と比較して、取引価格が異常値となっていること

### (3) ブローカー等の価格の利用

○自社における合理的な見積りが困難な場合には、ブローカーや情報ベンダーなどから提供された価格を用いることができる。

○適用指針案では、その価格について、中身を理解したうえで用いることに留意する必要があることを明確化している。

## 5. 公正価値に関する注記事項

○連結財務諸表で注記している場合には、個別財務諸表で記載する必要はない。また、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。

○(1)の公正価値を每期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債は、金融商品の一部及びトレーディング目的で保有する棚卸資産が該当し、(2)の公正価値を每期継続して注記している資産及び負債

は、金融商品（毎期継続して貸借対照表価額としているものを除く）及び賃貸等不動産が該当する。

## (1) 公正価値を毎期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債

### ●注記事項

公正価値の算定方法等に係る事項	①公正価値を算定するにあたって用いられた評価技法、入力数値及び入力数値を設定するために用いた情報 ②評価技法に変更がある場合、その内容及びそれが測定日の公正価値に及ぼす影響額	
公正価値のレベル別の内訳	③レベル別の公正価値の測定額 ④各レベル間の振替をいつ認識するのかについての方針 ⑤各レベル間の重要な振替額及びその理由	
レベル3の公正価値に係る事項	⑥レベル3の公正価値の期首残高から期末残高への調整表を右の項目による変動額がわかるように記載	⑦当期純利益に計上された金額 ⑧その他の包括利益に計上された金額 ⑨購入、売却、発行及び決済額（それぞれについて変動額を記載） ⑩レベル3への振替額及びレベル3からの振替額
	⑪当期純利益に計上された金額(⑦)について、損益計算書/損益及び包括利益計算書のどこに表示されているかの説明 ⑫当期純利益に計上された金額(⑦)のうち期末日において保有している資産及び負債に関連するものについて、損益計算書/損益及び包括利益計算書のどこに表示されているかの説明 ⑬レベル3への振替及びレベル3からの振替(⑩)の理由。また、レベル3への重要な振替がある場合、その金額及び説明 ⑭レベル3の公正価値について、仮に1つ又は複数の入力数値を合理的に代替可能な入力数値に変更したとした場合に、公正価値が著しく変動するときには、その事実、その変更が及ぼす影響額及びその計算方法を記載(入力数値の感応度分析)	

## (2) 公正価値を毎期継続して注記している資産及び負債

○ (1) の注記項目のうち、レベル別の公正価値の測定額 (③) を注記する。

## 6. 適用時期

○ 「公正価値測定及びその開示に関する会計基準」及び「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針」は、2012年4月1日以後開始する事業年度から適用される。

○ ただし、2012年3月31日以前に開始する事業年度からの早期適用も可能である。

○ 適用するにあたり、過去の期間の財務諸表に対する遡及処理は行わない。

○適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、期首の利益剰余金に加減することになる。

## ●開示例 金融業

### 1. 公正価値を毎期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債

#### (1)公正価値の算定方法等に係る事項

有価証券及びデリバティブの公正価値の算定方法等は、次のとおりです。

- ①株式は、取引所の価格によっています。
- ②債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。なお、取引金融機関から提示された価格については、その算定方法を確認しており、具体的にはマーケット・アプローチ<sup>4</sup>やインカム・アプローチ<sup>5</sup>を用いて算定されています。また、一部の住宅ローン担保証券については、期限前返済率などに関して観察可能な市場データを入手することができないため、その公正価値を算定するにあたってはヒストリカル・データを用いています。
- ③その他は、主に投資信託及び組合出資金です。投資信託については、公表されている基準価格によっています。また、組合出資金については、組合財産を公正価値評価できるものについては公正価値評価を行ったうえで、当該公正価値に対する持分相当額を組合出資金の公正価値とみなして計上しています。
- ④デリバティブは、通貨関連については、先物為替相場によっており、金利関連については、市場取引については取引所の価格、市場取引以外の取引については、取引金融機関から提示された価格によっています。なお、取引金融機関から提示された価格は、観察可能なイールド・カーブを入力数値としたインカム・アプローチを用いて算定されています。

#### (2)公正価値のレベル別の内訳

平成 XX 年 XX 月 XX 日現在において、公正価値を毎期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債の公正価値及びそのレベル別の内訳は、次のとおりです。

レベル 1: 活発な市場における同一の資産又は負債に関する公表価格をそのまま公正価値として用いたものを分類しています。

レベル 2: 公正価値を算定するにあたって、レベル 1 以外の観察可能な入力数値が重要となるものを分類しています。

レベル 3: 公正価値を算定するにあたって、観察不能な入力数値が重要となるものを分類しています。

<sup>4</sup> 同一の又は比較可能な資産又は負債に関する市場取引による価格などの入力数値を用いる評価技法

<sup>5</sup> 利益やキャッシュ・フローなどの将来の金額に関する現在の市場の期待を割引現在価値で示す評価技法。現在価値技法及びブラック・ショールズ・モデルや二項モデル等のオプション価格モデルなどが含まれる。

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
売買目的有価証券	XXX	XXX	XXX	XXX
其他有価証券	XXX	XXX	XXX	XXX
株式	XXX	XXX	XXX	XXX
債券	XXX	XXX	XXX	XXX
国債・地方債等	XXX	XXX	XXX	XXX
社債	XXX	XXX	XXX	XXX
その他の債券	XXX	XXX	XXX	XXX
その他	XXX	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引	XXX	XXX	XXX	XXX
資産計	XXX	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引	XXX	XXX	XXX	XXX
負債計	XXX	XXX	XXX	XXX

## (3)レベル3の公正価値に係る事項

## ①レベル3の公正価値の期首残高から期末残高への調整表

レベル3の公正価値の期首残高から期末残高への調整表は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	期首 残高	当期 純利益	その他 の包括 利益	購入額	売却額	振替額 (※1)	期末 残高
有価証券							
売買目的有価証券	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
其他有価証券	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
債券	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
国債・地方債等	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
社債	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
その他の債券	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	xxx(※2)	XXX
その他	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引(純額)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

(※1)各レベル間の振替は、当期末に認識しています。

(※2)保有している住宅ローン担保証券について、市場環境の悪化により観察可能な市場データが入手できなくなったため、レベル2からレベル3に振り替えた金額です。

上表のうち、当期純利益で認識された金額は、次のとおり特定取引損益及び資産運用損益に計上されています。

(単位:百万円)

	売買目的有価証券	その他の有価証券	デリバティブ取引	資産計	デリバティブ取引	負債計
当期純利益で認識された金額 (うち期末日に保有しているもの)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)
特定取引損益	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)
資産運用損益	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)

## ②レベル3の入力数値の感応度分析

上表のその他の有価証券のうち「その他の債券」に分類されている住宅ローン担保証券のレベル3の公正価値(平成XX年XX月XX日現在 xxx 百万円)について、入力数値として用いている期限前償還率を合理的に代替可能な別の数値に変更した場合、その公正価値は xxx 百万円から xxx 百万円の範囲で変動します。

## 2. 公正価値を每期継続して注記している資産及び負債

平成XX年XX月XX日現在において、公正価値を每期継続して注記している資産及び負債の公正価値及びそのレベル別の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預け金	xxx	xxx	xxx	xxx
貸出金	xxx	xxx	xxx	xxx
有価証券	xxx	xxx	xxx	xxx
満期保有目的の債券	xxx	xxx	xxx	xxx
国債・地方債等	xxx	xxx	xxx	xxx
社債	xxx	xxx	xxx	xxx
その他の債券	xxx	xxx	xxx	xxx
デリバティブ取引(※)	xxx	xxx	xxx	xxx
資産計	xxx	xxx	xxx	xxx
短期借入金	xxx	xxx	xxx	xxx
コマーシャル・ペーパー	xxx	xxx	xxx	xxx
銀行業における預金	xxx	xxx	xxx	xxx
社債	xxx	xxx	xxx	xxx
長期借入金	xxx	xxx	xxx	xxx
デリバティブ取引(※)	xxx	xxx	xxx	xxx
負債計	xxx	xxx	xxx	xxx

(\*)金利スワップの特例処理を適用したデリバティブ取引です。

(出所) 企業会計基準委員会「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針(案)」29頁